

設計者の皆様へ

建築確認申請に盛土規制法への適合性を示す書類の添付が必要となります

- 令和7年7月18日から新潟県全域が盛土規制法に基づく規制区域に指定されます。
- この指定に伴い、建築確認申請の際、盛土規制法第12条第1項等の規定への適合性確認が必要となります。
- このため、令和7年7月18日以降に確認済証が交付される建築確認申請を行う場合には、次の書類の添付をお願いします。

建築確認申請に添付する書類

- ①盛土規制法の許可対象となる「工事が**ある**」場合
(みなし許可となる開発許可が必要な場合を含む。)
「許可証の写し」又は「省令第88条証明」
- ②盛土規制法の許可対象となる「工事が**ない**」場合
【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト

※ 審査機関によって、盛土規制法判定チェックリストの様式が異なる場合があります。詳細は建築確認の申請先に御確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/jutaku/1197216943238.html>



県内特定行政庁の連絡先はこちら

※ 県に建築確認申請を提出する場合は、県HPから「【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト」をダウンロードの上、使用してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/jutaku/morido-kenchiku-kakunin.html>



県HPはこちら

〔本紙に関するお問い合わせ先〕

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1

新潟県土木部都市局建築住宅課建築指導係

Tel:025-280-5441(直通)、Fax:025-285-6840、E-mail:ngt160030@pref.niigata.lg.jp